

ACSV MONTHLY LETTER

民法や会社法により、一般の債権の消滅時効は10年、一般の商事債権は5年、売掛代金債権は2年、飲食代金等債権は1年、などと定められておりますが、税金にも時効があります。

● 税金の時効

納税者からの税金の還付、税務当局による増額や減額の更正決定等の期限は、以下のように定められています。所得税の還付については、申告書を提出した場合は1年、提出していない場合は5年となっています。

	内容	区分	期限
納税者	税金の還付	申告書提出あり	法定申告期限から1年
		申告書提出なし	5年 1
税務当局	更正決定等	原則（所得税など）	法定申告期限から3年
		減額 2 法人税	法定申告期限から5年
		脱税（所得隠し・無申告等）	法定申告期限から7年

※1 課税期間の翌日から5年です。所得税の場合は、翌年1月1日から5年間となります。

※2 減額とは納付税額を減少させることをいいます。

● 税務書類の保存期間

時効に関連し、税務書類の保存期間が以下のように定められております（ただし、商法や会社法では10年）。保存期間は原則として法定申告期限から起算します。

区分	例示	保存期間
帳簿・決算関係書類	仕訳帳、総勘定元帳、決算報告書、棚卸表など	7年
証憑書類	現預金書類（領収書、預金通帳、小切手帳など）	7年
	その他書類（納品書、受領書、見積書、注文書など）	5年

税務カレンダー

	内容	備考
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税、固定資産税の納付時期については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）